

宇和島市岩松地区町並み保存事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩松地区の伝統的な町並みの景観を整え、宇和島市の美しいまちづくりに寄与するため、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (2) 修景行為 建築物等を景観に配慮して新築し、増改築し、修理し、又は復旧することをいう。
- (3) 岩松該当地区 津島町岩松若宮、新川岸、上本町一、土居ノ奥、浜田町、下本町一及び二、港町一及び二の全域並びに御幸、上本町二、港町三の各一部の自治会区域内をいう。
- (4) 審査会 市が設置し、修景行為を行う者に対し、補助金を交付するための審査を行う学識経験者等3人以上の委員で構成された委員会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 岩松該当地区において、建築物等を所有する者
- (2) 市税、国民健康保険料等を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、岩松該当地区の建築物等の所有者が行う修景行為とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために必要な次に掲げる工事に係る経費とする。

- (1) 雨漏りを止める屋根修理等、家屋自体を維持保全するための工事
- (2) 伝統的な外観保存のための維持補修工事
- (3) 伝統的な外観に復元するための修理工事
- (4) 伝統的な町並み景観との調和を図るための門、塀その他工作物の修理工事
- (5) 道路に面した周囲の町並みとの調和を図る色彩への塗装工事
- (6) その他市長が適当と認める工事

- 2 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内とする。
- 3 前項の規定による補助金の額は、同一敷地内の補助事業について、150万円を限度とする。
- 4 第2項の補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇和島市岩松地区町並み保存事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査会からの意見と合わせて審査し、補助金交付の適否を決定し、宇和島市岩松地区町並み保存事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知するときにおいて、必要に応じて当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、補助金の額の増減を伴う変更をしようとするときは、宇和島市岩松地区町並み保存事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前条第1項の規定に準じてその内容を審査し、変更内容の適否を決定し、宇和島市岩松地区町並み保存事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宇和島市岩松地区町並み保存事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宇和島市岩松地区町並み保存事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに宇和島市岩松地区町並み保存事業実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらを適合させるための措置を講じるよう補助事業者に命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による措置が完了したときは、前条の規定に準じて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、第10条及び前条第2項の報告があった場合、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇和島市岩松地区町並み保存事業補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の額の確定後速やかに宇和島市岩松地区町並み保存事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （4） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、宇和島市岩松地区町並み保存事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（建築物等の適正管理）

第15条 補助事業者は、補助事業により整備した建築物等の適正な管理に努めなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。